

レセ電通信医 28003 号  
平成 28 年 4 月 15 日

レセプト電算処理システム関係メーカー等 各位

支払基金システム部  
国保中央会医療保険部

DPCレセプトに係る保険変更前の明細書の「出来高部分」欄への記録方法について

このことにつきましては、下記の事例を参考に電子レセプトを作成されますようよろしく  
お願いいたします。

- 1 「診療報酬請求書等の記載要領等について」の一部改正について（平成28年3月25日  
付け保医発0325第6号）抜粋

1 診療報酬明細書の記載要領に関する一般的事項

- (2) 月の途中において保険者番号の変更があった場合は、保険者番号ごとに、それぞれ別の明細書を作成すること。高齢受給者証若しくは後期高齢者の被保険者証が月の途中に発行されること等により給付額を調整する必要がある場合又は公費負担医療単独の場合において公費負担者番号若しくは公費負担医療の受給者番号の変更があった場合も、同様とすること。

なお、月の途中にかかわらず上記変更が生じ、別の明細書を作成する場合、変更前の明細書の「出来高部分」欄及び変更後の明細書の「包括評価部分」欄にその旨（例 社本より国保〇年〇月〇日）を記載すること。また、変更後の明細書に変更前の明細書の「患者基礎情報」欄及び「包括評価部分」欄の内容を記載すること。

※ 変更後の明細書に記載する項目については、従来どおり。



